事業承継ガイドライン改訂の方向性について

平成28年4月 中小企業庁財務課

1. 趣 旨

平成18年6月の事業承継ガイドライン策定以降、経営者の高齢化の進展や 親族外後継者の増加、事業承継円滑化法の施行など、中小企業の事業承継を取 り巻く環境は大きく変化してきた。

また、65歳以上の経営者が約4割を占め、今後5年以内に、いわゆる団塊 世代を含む多くの経営者が事業承継のタイミングを迎えるものと考えられる。

一方、事業承継に向けた準備を行っている会社は4割程度にとどまり、経営者が60歳以上の会社のうち、後継者が決まっている会社も4割に満たない。

このような状況を踏まえ、今般、10年ぶりに事業承継ガイドラインを改訂することとし、中小企業の事業承継のあり方や、事業承継の円滑化に真に有効な支援策等について、中小企業経営者、支援機関及び行政機関の認識・取組の方向性を共有することにより、今後5~10年間の事業承継支援策の強化に繋げる。

2. 改訂の方向性

第一部 総論

(1) 中小企業の事業承継を取り巻く現状

中小企業数の推移、親族内・親族外承継の割合や、経営承継円滑化法の成立、事業承継税制の累次の改正等、中小企業の事業承継を取り巻く状況の客観的な整理・分析を行う。

これにより、これまで講じてきた諸施策や支援体制について見直すべき点を洗い出し、①事業承継に向けた取組の重要性を経営者が再認識すること、②早期取組の重要性とその周知を徹底すること、③支援体制の整理・改善を図ること、④事業承継には事業価値の向上が極めて重要であること等に整理する

(2) 重要性の再認識 (事業承継に係る成功事例・失敗事例)

経営承継円滑化法(遺留分特例や事業承継税制)を含む事業承継の手法の活用によって円滑な事業承継を果たした事例、取組着手の遅れや不適切な手法の選択により円滑な事業承継に失敗し、会社の業績が悪化した事例等を紹介する。

これにより、事業承継に向けた取組の重要性について意識の喚起を図る (併せて、経営承継円滑化法に基づく各施策の周知を行う。)。

(3) 早期取組 (事業承継自己診断(仮称)の導入)

事業承継には長期にわたる準備期間が必要であることから、事業者の早期かつ計画的な取組が重要である。そこで、検討会での議論を踏まえ、事業者が事業承継への取組を始めるきっかけとなる、「事業承継自己診断(仮称)」

の導入と、その具体的方法や周知方法について紹介する。併せて、事業承継 計画策定の重要性についても触れる。

これにより、経営者に対して事業承継自己診断を周知するとともに、その 活用に向けた支援機関の連携方法やそれぞれの役割についても整理する。

(4) 支援体制の整理 (事業承継を支援する体制の整理)

従来、士業等の専門家や金融機関、民間事業者、地方公共団体、国がそれぞれ中小企業に対する事業承継支援を行ってきた。今後、中小企業における事業承継に向けた取組の更なる促進を図っていく上で、これら支援機関等の間で役割の明確化や連携策の構築を行う必要がある。そこで、ガイドラインにおいては、検討会における議論を参考に、支援機関等の役割や連携策を明記する。

これにより、事業承継の支援者が他の支援機関から期待される役割を自覚するとともに、支援機関間の連携のあり方を示すことで、中小企業の抱える課題に対して最適な支援が行われる環境を整備する。

(5) 事業価値の向上 (周辺領域を視野に入れた事業承継のあり方の提示)

従来、事業承継に関する議論においては資産の承継に重点が置かれ、事業 承継に向けた準備も節税対策が中心であった。しかし、事業承継を成功させ るためには、事業承継を見据えた経営体制の整備や、会社の状態の見える化 (管理会計等)、経営革新・改善や再生、組織再編等による事業の価値向上 が不可欠である(プレ事業承継・ポスト事業承継)。そこで、中小企業の経 営状態ごとに採るべき対応を整理し、事業承継を見据えた事業価値向上策を 紹介する。

これにより、事業承継に向けて事業価値の向上が必要な場合があることを周知するとともに、最適な支援を提供できる支援機関への連携強化を図る。

第二部 各論

「総論」での議論を踏まえ、具体的な事業承継の場面において、経営者の抱える課題に応じて最適な選択肢(支援制度含む)や、支援機関の具体的な役割について紹介する。各論を通じて、経営者が自社の事業承継の課題を見極め、具体的にどのような準備を行えばよいか、誰に相談し、どのような制度を利用すべきかに関する知識の提供を図る。

(1) 事業承継に際して直面する課題

事業承継の諸類型(親族内承継、従業員承継、M&A等)を紹介し、各類型に 共通の課題、特有の課題をそれぞれ整理する。次に、事業承継には人、財産、 知的資産の承継が必要であるところ、上記諸類型を踏まえつつ、それぞれの承 継に共通の課題、特有の課題も併せて整理する。

(2)課題への対応策

- (1)で整理した課題について、具体的な対応策を提示する。 なお、以下の項目は代表的な対応策であると考えられる。
- 人の承継

後継者の確保・育成、親族間での対話、ステークホルダーとの調整

財産の承継

税負担対策(事業承継税制)、株式の分散防止、連帯保証や個人債務の整理(個人保証ガイドラインの活用)、事業承継に要する資金調達(株式や事業用資産の買取資金、事業承継前後の経営改善・革新資金)、後継者以外の親族への配慮(遺留分や円滑な遺産分割)、個人事業者の場合の留意点(小規模宅地特例)

- ・知的資産の承継 会社の見えない資産(見えない強み)の承継方法
- 廃業

廃業後の生活保障(小規模共済等)、廃業に際しての事業価値の承継

• 第二創業

事業承継後に後継者が取り組む、新分野への挑戦や既存事業の磨き上げ(3)支援体制(第一部とは異なる視点)

第二部で紹介した選択肢について、各支援機関の提供する支援内容の紹介

3. 成果物

・事業承継ガイドライン(本体・要約版)、パンフレット(事例を中心とした 総論と、各論の要約を統合)

4. 普及啓発方法

・出版、配布、ミラサポや中企庁HPへの掲載、セミナー等(中小機構、団体、 金融機関等)での活用等

(以 上)